

民間支援機構・実務者紹介 ～更生施設「塩崎荘」～

今回は、更生施設「塩崎荘」(定員:100 名)の井辺浩所長にインタビューを行いました。同施設では、生活保護を受給されている方の地域社会復帰を支援します。



——更生施設はどのような施設ですか？

法律上は生活保護法上に位置づけられる施設です。生活保護を受給し、身体上・精神上の理由により、健康回復、生活支援を必要とする方を入所させ、給食・入浴・衣服などを現物給付で提供します。職員による相談援助・就労支援を一体的に行い、健康回復を図り、地域社会への復帰を支援します。必要に応じて障害者手帳の取得も行っています。塩崎荘は男性単身者を対象としており、通所・訪問事業も実施しています。

——どのような方が入所されますか？

生活保護の実施機関である福祉事務所からの依頼に基づき、入所を決定します。

入所理由は多様です。かつては路上生活経験者が多かったですが、現在はネットカフェやホテルを転々とし、所持金が尽きて福祉事務所につながる「住所不定者」が増えています。また、生活困窮の背景には、身体・精神の疾病や障害、失職、親族との不和、ゴミ屋敷化によるアパート契約更新拒否、入院後の行き先喪失など、複合的な困難や課題があります。

20 代から 80 代まで幅広い年代が入所していますが、以前より高齢化が進み、50～60 代の利用者が過半数を占めています。

——具体的な支援内容を教えてください。

利用者には担当指導員が 1 名つきます。担当指導員は、利用者と福祉事務所のケースワーカーと話し合い、地域社会への復帰に向けた個別支援計画の作成と、関係機関とのコーディネートを担当します。個別支援計画は、利用者が更生施設に入所するに至った背景や、利用者の今後の希望や目標、それを達成するためにやらなければいけないこと、利用者の持っているストレングスなどを考慮し作成され、計画の作成後は計画に基づき、必要な支援・活動を行います。

この施設では、門限、食事時間、入浴時間など、一定のルールはありますが、利用者の個々の事情や目標が違うので、全員で同じ活動をするということはありません。例えば、ハローワークで見つけたアルバイトに通われる方もいれば、生活のリズムを整え、将来の就労につなげるために日中は所内作業をやる方、体力的にも就労は難しいため、将来的な高齢者施設への入所に向けて体調を整え、自身の趣味や生きがいを見つけることに時間を使う方など、施設での過ごし方は様々です。

施設ではリトルホースと山羊を飼っています。動物の飼育も、利用者が担当しており、就労訓練や利用者たちの精神面の安定に役立っています。

基本的に居室は個室ですが、4 人部屋もあり、公平を期すために入所時は 4 人部屋からスタ

ートし、個室が空いたら希望者に移ってもらうようにしています。

—どのような状態になれば退所となりますか？

法律上の利用期限はありませんが、おおむね 10 か月～1 年程度での地域移行を目標に支援を進めていきます。

退所の目安は、様々な社会資源を活用した上で、食事、その他の家事や社会的手続き、通院などに問題がないか、近隣との関係性構築に課題はないかなど、地域での一人暮らしが出来るかどうかを基準に検討します。もちろん施設単独で判断するのではなく、福祉事務所に生活の状況を伝え、ともに考え、最終的には保護の決定権限を持つ福祉事務所が判断します。

ただ、食事がすべてついてきて、相談できる職員が身近にいる施設生活と、地域生活には環境的にも大きな違いがあります。特に影響が大きいのは食事です。「塩崎荘」では生活訓練室という部屋があり、冷蔵庫や洗濯機を設置し、よりアパートに近い部屋を 5 室用意しています。アパートでの生活経験に乏しい方や、ブランクがある方は、退所する前に食事の現物給付を停止し、食費を渡して自炊や食事の購入を計画的に行う訓練をしてもらいます。

施設の退所後も、更生施設での食事提供や相談といったサービスを提供し、施設で行う各種作業や行事といった日中活動を提供する通所・訪問事業を行うことで、地域生活が孤独にならないよう支えています。必要に応じて、地域での他の社会資源につなげるなど、通所事業終了後の生活を見据えた支援を行っています。

昨年度の退所者のうち、アパートに移った方が 3 割、高齢や障害などの理由で老人ホーム、グループホーム等に移った方が 2 割でした。以前は、就労しながら単身アパートで暮らすという退所理由が多かったですが、高齢化など利用する方の対象の変化により、自立が困難な場合が多く、福祉事業所への移行が増えてきています。また、約4割の方が残念ながら移行先が確定する前に、様々な理由で施設を退所されています。

昨年度退所者の平均在所期間は約 11 か月でした。利用者の中には、8 年間入所されている方もおり、在所期間も、個々の事情によって様々です。

—刑務所・少年院を出所された方の利用はありますか？

統計はとっていませんが、一定数の方がいらっしゃいます。その多くは軽犯罪での服役の方ですが、中には、ニュースになったような犯歴がある場合もあり、そういった場合は、就職や地域移行の際に前科・前歴が課題となることもあります。施設での生活実績を積み重ね、地域での信頼回復を図っていき、社会復帰に繋げるよう支援しています。

—現在抱えている課題を教えてください。

制度上、障害福祉サービスと併用ができないといった制約があり、障害特性を踏まえた支援が十分に行えない点が課題です。また家賃高騰により、生活保護基準内で借りられる物件が減り、退所準備が整ってもアパートが見つからず地域移行できないケースが増えています。こういった課題については、制度的な対応を望んでいます。

—メールマガジンの読者である区市町村の担当者へのメッセージをお願いします。



福祉事務所のケースワーカーの皆さんをはじめ、住民登録や各種住民サービスの活用など、区市町村の職員の皆様にはいつもお世話になっております。これからも地域生活のことでご相談させていただくこともあると思いますが、ともに利用者の皆さんの支援を担っていただければ幸いです。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。